

(仮称) 新さらきとまない風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 30 年 12 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 10 月 23 日（火）

(2) 公告の方法

平成 30 年 10 月 23 日（火）付の日刊新聞紙「北海道新聞（朝刊）」及び日刊新聞紙「日刊宗谷」に掲載した。（別紙 1 参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙 2 参照）

http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shinsarakitomanai.html

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 4 箇所にて縦覧を実施した。（別紙 3 参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課（北海道稚内市 末広 4-2-27）
- ・稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課（北海道稚内市 中央 3-13-15）
- ・稚内市役所 稚内市役所 沼川支所（北海道稚内市 声間村沼川）
- ・稚内市役所 稚内市役所 宗谷支所（北海道稚内市 宗谷村宗谷）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：平成 30 年 10 月 23 日（火）から平成 30 年 11 月 22 日（木）まで
（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 1 件であった。

なお、電子縦覧のアクセス数は 625 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

平成 30 年 11 月 9 日（金） 18 時 30 分～20 時

(2) 開催場所

生涯学習総合支援センター（稚内市富岡 1-1-2）

(3) 来場者数

6 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 10 月 23 日（火）から平成 30 年 12 月 6 日（木）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は54件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

○全般

ID	意見の概要	事業者の見解
1	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	環境影響評価準備書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第二十一条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しました。
2	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	
3	風車の重要性は理解するが、急激な風車建設の集中により、今後永きにわたり利尻礼文サロベツ国立公園とラムサール条約登録湿地や、その周辺の自然環境の観光資源を含めた資質を損なう恐れが大きいと懸念されるため、協議会などの開かれた場で地域の団体と協議し、地域住民やサロベツとその周辺の利用者が内容を十分に理解したうえで、時間をかけて建設による影響を検証すべきである。	風力発電事業の重要性についてご理解をいただき、ありがとうございます。 本事業は既設風力発電所のリブレース事業であり、風力発電機は大型化するものの、基数は削減される計画です。 お寄せいただきましたご懸念点を踏まえた上で、可能な限り鳥類や景観資源、観光資源などへの影響が回避・低減されるよう、保全措置の検討をいたします。

○アセス手続（縦覧・周知）

ID	意見の概要	事業者の見解
4	環境影響評価図書の縦覧や地元環境保全団体への説明、住民説明会の開催の周知が不十分であるため、事業に対する理解が不十分である。現状では環境影響評価の合意形成につながるとは言い難く、事業実施後に混乱が起こることが懸念される。	方法書の縦覧にあたっては、環境影響評価法第三条の七及び環境影響評価法施行規則第一条の二に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）において、日刊紙２紙（北海道新聞、日刊宗谷）に縦覧を行う旨を記載した公告文を掲載いたしました。また、関係機関（北海道庁、稚内市）及び弊社のホームページにおいても同様の内容を公表いたしました。 また、配慮書手続き後には地元地区を対象として自主的な説明会を開催しました。方法書手続き段階では、法令で定められた説明会に加え、地元地区対象の自主的な説明会も開催しました。 今後の手続きにおいても、環境影響評価図書の縦覧や住民説明会の開催の周知について、皆さまに周知し、ご理解をいただけるように努めて参ります。
5	図書の縦覧と意見書募集の周知は、把握する限り、ホームページでの紹介のみであった。貴社のホームページ内でも縦覧のページは見つけるのが困難であり、わかりやすい場所に記載されていない。ホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布などの協力を得ることで、より多くの人に周知するよう努力すべきである。	環境影響評価図書の縦覧と意見書募集の周知については、日刊紙２紙（北海道新聞、日刊宗谷）に公告文を掲載するとともに、関係機関（北海道庁、稚内市）及び弊社のホームページで公表いたしました。 また、環境影響法に基づく説明会の他、地元の協力を得て、地元住民への説明会を別途実施し、方法書の縦覧及び意見募集について、周知いたしました。 準備書の縦覧に際してはホームページ掲載方法等の工夫に努めます。
6	環境影響評価図書の縦覧場所が土日・祝日夜間に閉鎖されている役場等に限られているため、平日の日中に仕事をしている住民などが閲覧できない。土日・祝日夜間に開館している公共施設を縦覧場所として選択すべきである。サラキトマナイの風車はサロベツからも視認可能で影響を受けるため、豊富町の施設も縦覧場所に追加すべきである。	環境影響評価図書の縦覧は、環境影響評価法第三条の七及び環境影響評価法施行規則第一条の二に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）の庁舎及び関連施設で実施しました。 環境影響評価図書の縦覧時間は、縦覧図書の管理の観点から、平日の日中のみとさせていただいております。一方、日中に縦覧場所に足を運ぶことができない方の便も考慮して、縦覧期間中は弊社ホームページにて電子縦覧を行いました。 なお、関係地域の設定は、事業により想定される環境影響を踏まえ検討しました。景観に係る環境影響が想定される範囲として、視野角 1° の範囲を設定しており、豊富町では一部がその範囲内に含まれますが、該当する範囲内には景観資源及び主要な眺望点が存在しないことから、関係地域に含めていません。
7	縦覧期間のみインターネット上で閲覧可能だが、ダウンロードや印刷ができない。数百ページもある環境影響評価図書を、PC上のみで閲覧しながら、意見書を記載することは困難を極め、現実的な方法と言えない。また、電子縦覧も 11 月 22 日まで可能としながら、予告もないまま 17:00 以降に閲覧できなくなった。図書の信頼性の確保するためには、透明性・公平性が必要であることから、閲覧期間に限らず随時、公共施設やインターネットで閲覧可能にすべきである。	縦覧図書は、縦覧期間中はインターネット上で閲覧が可能な電子縦覧の他に、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（稚内市）の庁舎及び関連施設に図書を掲示しました。 不特定多数の方による印刷が可能となる縦覧や縦覧期間終了後の公表の継続については、図書に記載する情報の信頼性を担保するため制限しています。

ID	意見の概要	事業者の見解
		なお、方法書の電子縦覧は、環境影響評価図書の縦覧と意見書募集の周知の通り、縦覧場所の開庁時間としていましたが、縦覧最終日を除き、期間中は24時間閲覧可能としていました。縦覧最終日に限っては、閲覧終了作業の都合から、周知のとおり開庁時間終了時刻を以って縦覧を終了しました。

○アセス手続（説明会）

ID	意見の概要	事業者の見解
8	説明会は様々な人が参加できるように、複数回に分けて土日などに開催すべきである。	住民説明会はお勤めの方のことも考え、平日の夕刻に開催しました。 また、地域の皆様の要望に応じ、適宜、自主的な説明会も実施しています。

○騒音

ID	意見の概要	事業者の見解
9	事業計画区域より 500m～2km 以内に民家があるため、風車の大型化による低周波や視聴可能な騒音による人や家畜への健康被害が懸念される。海外では、これらの被害が認められた事例もある。その影響は個人差があることが知られているため、事業予定地周辺に低周波音を含めた騒音に敏感な人がいないか把握したうえで、十分な調査を行うべきである。	環境省からは、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低く、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康被害についての明らかな関係を示す知見が確認できていないことが示されている一方で、ご指摘のように騒音や超低周波音による影響については個人差があると考えておりますが、現状では既設の風力発電機に対して騒音や超低周波音による苦情は発生していません。 今後は、既設風力発電所の稼働中の騒音等を測定するとともに、最新の知見等も参考に、調査、予測及び評価を実施します。これらの結果を踏まえて、騒音等による生活環境への影響の低減に努めます。 健康被害は生じないことが第一であると考え、被害が発生した場合には、原因の究明に努めるとともに、専門家等の意見も踏まえて必要となる対応を検討いたします。

○風車の影

ID	意見の概要	事業者の見解
10	風車の大型化により、影は大きくなり、既存の風車と比較して、影響が増大する部分が出ることで予測されるため、予測される影響の程度について十分に評価可能な調査を行うべきである。	風車の影が生じる時間について定量的に予測するとともに、その影響の程度を評価するために必要な調査を実施する計画としています。

○動物（全般）

ID	意見の概要	事業者の見解
11	既設風力発電所は法アセスの制度が変更される前に建設されたため、本事業は初めての法アセスとなる。文献調査だけで調査項目を取捨選択せずに、他の事業地で行われているように、未調査の全項目（昆虫、両生類など）があれば調査に加えるべきである。	環境影響評価における調査は、網羅的に実施するものではなく、影響が想定される項目について必要な調査を実施するものです。調査項目の選定は、「改正主務省令」第21条第4項に基づき実施しました。

○動物（コウモリ類）

ID	意見の概要	事業者の見解
12	・P253 において「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査」として「1 班あたりヘテロダイン方式のバットディテクター4 台を用い、20-30kHz, 50kHz, 65kHz, 100kHz を対象とする」と記載されているが、フルスペクトラム方式またはフレックエンシーディビジョン方式の機種を使えば1 台で調査が可能である。ヘテロダイン方式の機種を複数台使用する方法はスペクトラム方式またはフレックエンシーディビジョン方式、タイムエクスパンション方式の機種が販売される数十年前の調査方法である。またヘテロダイン方式では正確な発声周波数を捉えることはできない。なぜ現在では行われない古い調査方法を採用するのか理由を述べること。	ヘテロダイン方式のバットディテクターは、リアルタイムでコウモリの在不在を確認できる方式であり、最も感度が良く雑音にも強い方式であるため、踏査による調査では、ヘテロダイン方式を採用することとしました。なお、航空障害灯鉄塔に設置するバットディテクターは、常時録音を行うことから、フルスペクトラム方式を採用しています。
13	■P253 バットディテクターの機種について事業者が「複数台の手動式ヘテロダイン方式のバットディテクターを一度に複数台使用する」点は、「限られた機材で努力」をしたという点では評価できるかもしれない。ただしそれは「20 年前の話であれば」通用したが、機材の発達した現在では通用しない。ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭い。またコウモリ類の種の識別にはほぼ使用できない。2018 年時点で、手動式ヘテロダイン方式はバットストライクの予測には向かないのは「コウモリ類研究者」であれば当然承知している常識だ。手動式ヘテロダイン方式を「コウモリ相調査及びバットストライク予測に使用する機種」として選定するのは時代遅れであり、現状では「適切とは言えない」。いくら頑張っても、「おもちゃ」では「バットストライクの予測はできない」。	
14	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1〜2 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
15	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	
16	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が今回フルスペクトラムバットディテクターを使用する点は評価される。しかし事業者が行う「フルスペクトラムバットディテクターによる調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）も実在する（例「WINDBAT」http://windbat.techfak.fau.de/index.shtml）。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い、コウモリ類の保全措置である、「フェザリング」の閾値、実施時期及び実施時刻を客観的に示すこと。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とします。
17	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを与えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少な	今後の方法書審査の結果を踏まえ、検討します。

ID	意見の概要	事業者の見解
	く、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。本事業者（電源開発株式会社）が「他の貴社事業」においてヒアリングした「コウモリ類の専門家」については、仮に「経験豊富で地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らず、助言内容については信頼できない。よって、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	
18	■コウモリ類の専門家等へのヒアリングについて 専門家等からの助言を受けた場合には、専門家等の属性、選定の根拠、助言を受けた日及びその助言全体を掲載すべきである。「助言を踏まえた」ならば「貴社他事業におけるコウモリ類の専門家等へのヒアリング内容」を記載するべきであろう。	ご指摘を踏まえ、ヒアリングの結果については有識者の了承を得た上で、準備書に適切に記載します。
19	■月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリは小さいので、死骸はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月1～2回程度の死骸探索調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。	死骸確認調査の結果は、通年を同じ努力量で行うことで、事後調査計画の時的な（月別の）重みづけに活用する予定であり、この調査によりコウモリの衝突の有無を結論付けることは考えておりません。また、調査頻度を明示することで、科学的な情報として活用できるものと考えます。
20	■飛翔高度調査の期間について 事業者がフルスペクトラムバットディテクターを使用することは評価される。しかし「フルスペクトラムバットディテクターによる調査（飛翔高度調査）」の期間を8月から10月としているが、春の移動時期から繁殖期間にかけての高高度調査を実施しない合理的根拠を述べる。地上からの「ヘテロダイナミックバットディテクターによる月1調査」では高高度つまりプレード回転範囲の利用状況はほとんど把握できないので「適切とは言えない」。よって「4月から10月」までフルスペクトラムバットディテクターにより夜間常時録音すること。	フルスペクトラム方式のバットディテクターを用いた調査は、繁殖後の分散期～渡りの時期の利用状況の把握を目的として実施する計画としています。このため、コウモリ類の繁殖後の分散期～渡りの一般的な時期と考えられる8～10月に実施する計画としています。
21	■フルスペクトラムバットディテクターの地点数が少なすぎる 事業者がフルスペクトラムバットディテクターを使用することは評価される。しかしフルスペクトラムバットディテクターについては、航空障害灯鉄塔ではなく、建て替え予定としている既設ナセル6基（建て替え4基、案2基）に「それぞれ」設置すること。	建替えにあたり、風力発電機が大型化することから、既設風力発電機のナセル上部（地上高約67m）よりも高空の飛翔状況を確認することができる地点として、航空障害灯鉄塔（地上高約100m）を活用した調査計画としました。
22	■P253 コウモリ類の相調査について 国内ではバットディテクターによる種の同定はほぼ不可能であり、対象事業実施区域及び周辺のコウモリ相（どんな種類のコウモリが生息するか）を調べる際、コウモリの捕獲調査は必須となる。貴社は国内の他の風力発電事業の環境影響評価においてコウモリ類の捕獲調査を実施している。また、対象事業実施区域周辺には「コウモリ類の記録が存在」し、「カスミ網やハーブトラップが設置可能な樹林や林縁」も存在する。だが貴社は、なぜ本事業においてのみ、コウモリ類の捕獲調査、つまり現状把握としてコウモリ相調査を実施しないつもりなのか、その合理的根拠を述べよ。	対象事業実施区域は近代農業的牧草地であり、コウモリ類の生息環境である樹林については改変の予定はありません。また、牧草地にはコウモリ類を捕獲するためのトラップを設置することが困難であるため、捕獲調査によりコウモリ相を全て把握することは困難です。これらの状況を踏まえ、捕獲調査は実施せず、バットディテクター調査により周波数帯別の生息状況を確認することとしました。
23	■飛翔高度調査の期間について 上記について事業者は、「8月から10月はバットストライクのリスクが高いためフルスペクトラムバットディテクターによる調査（飛翔高度調査）期間に選定した」などと回答するかもしれないが、バットストライクは春の移動時期から繁殖期間中にも発生する可能性がある。バットストライクの季節的発生を予測するために長期間（コウモリの活動期間中）、フルスペクトラムバットディテクターによる事前調査が必要であることを先に指摘しておく。	マイクにより音を感知することのできる範囲は、周波数帯別の感度だけでなくコウモリ類の発する音の音圧にも影響することから、具体的な距離で示すことはできません。なお、マイクはwildlifeacoustics社のSMM-U1を使用しており、水平から上方向に向けて調査を実施します。
24	■P253 バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つま	

ID	意見の概要	事業者の見解
	リブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離(20k、30kHz、50kHz、65kHz、100kHz それぞれ)とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 (注1)「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べることに。 (注2)「調査会社の経験によると 20kHz は 100m くらい」などと回答した事業者がいたが、調査者の主観ではなく必ず事前にテスト(20kHz だけではなく、30kHz、40kHz、50kHz、65kHz、100kHz それぞれについてのテスト)を行い、その距離を記載すること。	
25	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナグラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	予測及び評価にあたり、参考とします。
26	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに再度指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	環境保全措置の検討にあたり、参考とします。
27	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」と主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	
28	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	
29	■コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建った風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建った風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から 200m 以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	環境保全措置は、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、コウモリ類の衝突事故が回避・低減されるよう、事業者の実行可能な範囲で検討します。
30	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか? 既存資料によれ	

ID	意見の概要	事業者の見解
	ば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」なコウモリ類への環境保全措置である。よって準備書段階から実施の可否を検討して頂きたい。	
31	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	環境保全措置の検討にあたり、参考とします。
32	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
33	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げることフェザリングの)保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置の検討にあたり、参考とします。
34	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	
35	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか予測に不確実性が伴うから『適切な保全措置を実行せずに』事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	
36	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 4 国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングを行うことを表明した。すばらしいことだ。「全国 2 位の規模を誇る風力発電事業者（電源開発株式会社 HP より）」ならば、「未来の世代」のために「コウモリ類への適切な保全措置を「風車の稼働開始時」から実施して頂きたい。	
37	■コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 5 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個	

ID	意見の概要	事業者の見解
	体群へ与える影態は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	

○動物（鳥類）

ID	意見の概要	事業者の見解
38	・P158 において「既設風力発電所においてバードストライクの発生の確認は無い一方で」と記載されているが、それを確認できる資料名を記述し閲覧場所を示すこと。閲覧できない資料は「単なる内部資料」であり、信憑性が無い。	方法書の当該記載は、点検時等においてバードストライクが確認された記録がないことをもって記載したものであり、特別な調査は実施しておらず、資料等はございません。
39	調査方法・調査地点・調査日程・調査位置図などが他の動物と合わせて別々に記載されており、非常に理解しづらい。飛翔高度の M+, M-の意味も図示するなど、わかりやすい記載とすべきである。	調査方法・調査地点・調査日程・調査位置図などは、環境影響評価図書の記載方法に基づいたものですが、方法書作成にあたっては、出来る限り分かりやすくなるよう、調査手法名の齟齬が発生しないようになど留意しました。ご指摘を踏まえ、準備書ではさらなる工夫に努めます。 飛翔高度については、方法書において文言で整理していますが、ご指摘を踏まえ、図示することも検討します。
40	調査の目的がわからない。また、1 地点 30 分×9 地点×月 1 回では調査時間が足りないなので、時間や回数を増やすべきである。	定点センサス法による空間利用調査は、風力発電機建替え後の風力発電機への衝突リスクの把握を行うことを主な目的として実施するものであり、風力発電機建設予定位置を飛翔する全ての鳥類を対象としています。 当該手法については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年、環境省）においても紹介されている手法です。これによれば、調査時間は地点毎に 30 分間を目安とするとされており、調査地点は風力発電機設置予定箇所の類型区分別に定めることが紹介されています。本事業では全ての風力発電機が丘陵地の牧草地であり、単独の類型に対して 9 地点を設定できていることから、調査地点も問題ないものと考えています。

○動物（希少猛禽類）

ID	意見の概要	事業者の見解
41	狙いの種を設定したうえで、適切な時期と調査方法で調査を行わなければ、十分な結果を得ることができない。方法書には調査時間が記載されていない。	調査時間の記載がなく、失礼しました。なお、実際の調査にあたっては、方法書 P244 にも記載した通り、希少猛禽類の専門家による調査計画の確認を受けおり、その助言に基づいて調査時間を検討しています。

○動物（ガン・ハクチョウ類）

ID	意見の概要	事業者の見解
42	サラキトマナイの既存風車は、現在では、事業地はガン・ハクチョウ類がロシア・日本間を渡る上での主要なフライウェイに位置することが明らかとなっているため、事業を避けるべき場所である。	情報をお寄せいただき、ありがとうございます。鳥類の渡りに対する影響の予測手法はまだ確立されておらず、多様なご意見のあるところですが、最新の知見等も参考に、適切な環境影響評価の実施に努めます。 方法書にも記載の通り、鳥類については 3 名の専門家へのヒアリングを実施し、これに基づき調査を計画しています。 なお、既設風力発電所周辺では、ガン・ハクチョウ類の衝突は確認されておらず、本事業は同位置での建替えを計画しています。
43	ハクチョウ類の調査は渡りを 3 つの季節に分け、1 日ずつしか調査が行われておらず、最も渡りの条件が良い日が調査日として選定されていない。	ハクチョウ類の渡りは、注目すべき生息地としてその渡り経路を評価しようとしているものであり、ハクチョウ類の渡り期間全体を対象に偏りなく調査を実施することが重要であると考えます。 また、専門家ヒアリングによれば、「10 月が調査適期」との発言は無く、大沼における秋の渡り期における滞在個体数のピークが通常 10 月中旬であるとの情報をいただいています。対象事業実施区域は大沼より南に位置することから、秋の渡りにおいては、大沼から飛去した個体が本事業地上空を通過することとなります。その為、滞在個体数のピークから減少に転じる時期が最も渡りが多く行われている可能性があります。調査はこの考えから、10 月中旬～11 月上旬に実施しており、配慮書に記載の通り、調査結果においても渡り状況を把握できていることから、過小評価および不適切との指摘には当たらないものと考えています。 よって、最も渡りの条件が良い日の調査を行う事を目的としているものではありません。
44	同様に渡りを行っているマガン・ヒシクイの調査を追加して行うべきであり、ガン・ハクチョウ類としてひとまとめにして累積的な影響を評価すべきである。	方法書 P254 に記載のとおり、ガン類などの渡りについては、「(2) 重要な種の生息の状況及び生息環境の状況」を把握するための鳥類（希少猛禽類）調査、及び「(3) 注目すべき生息地の分布の状況」を把握するための鳥類（ハクチョウ類の渡り）調査における確認状況も、渡りの状況を把握するための情報として活用する計画としています。 また、ガン類とハクチョウ類は別の種群であり、これらを一つにまとめて累積的な影響を評価することは環境影響評価上好ましくないと考えています。
45	空間的な利用頻度を評価するに当たっては、目視による飛翔軌跡の位置特定の不確実性からメッシュの大きさは 1km メッシュ	ハクチョウ類の渡り経路を把握する上では 1km メッシュでは全体がぼやけ、その経路が

ID	意見の概要	事業者の見解
	などの大きめのものを選ぶべきである。	浮かび上がらないと考えられることから、調査は少なくとも 250m メッシュによる解析に耐えられる精度が得られるよう設計しています。
46	ハクチョウ類の渡り経路は気象条件や年・季節変動が大きく不確実性が高いため、安全面をとって少しでも影響があると判断された場所に位置する風車を事業区域から除外すべきである。また、仮に風車を避けたとしても、高頻度利用される場所では障壁影響が大きくなるため、衝突だけでなく障壁影響も評価に入れるべきであり、それを明らかにするためには、既存のサラキトマナイの風車を取り壊した後に、1 年程度の調査期間を設けるべきである。	本事業は、既設風力発電機と同位置での建替えを計画しており、現状で渡りの経路は維持されていることから、重大な障壁効果は生じていないものと考えています。
47	方法書にはハクチョウ類のみが調査対象になっているが、ガン類にとってもサラキトマナイは主要なフライウェイの中心に位置することから、調査対象に加えるべきである。渡りは種によって最盛期が異なるため、種ごとに時期を設定し、調査日数を増やすべきである。また、ハクチョウ類やガン類は鳴かずに飛ぶことがあるため、目視・聞き取りの夜間調査だけでなく、レーダー調査も合わせて行うべきである。	方法書 P254 に記載のとおり、ガン類などの渡りについては、「(2) 重要な種の生息の状況及び生息環境の状況」を把握するための鳥類（希少猛禽類）調査、及び「(3) 注目すべき生息地の分布の状況」を把握するための鳥類（ハクチョウ類の渡り）調査における確認状況も、渡りの状況を把握するための情報として活用する計画としています。 また既設風力発電機周辺についてはライトの光を利用し探索も行っています。

○動物（バードストライク・バットストライク）

ID	意見の概要	事業者の見解
48	死骸の見落とし率や消失率を考えると月 1 回では不十分なため、調査回数を増やすべきである。もし月 1 回で十分とするならば、その科学的な根拠を示すこと。また、バードストライクやバットストライクのリスクが高いと考えられる時期には地元の鳥類専門家やコウモリ専門家の意見を参考にしながら、調査時期や頻度を決定すべきである。	今回の死骸調査は、既設風力発電所においてはこれまで鳥類調査員による死骸確認調査は実施されてこなかったことから、まずはその発生状況の概況を把握することを目的としています。全数を確認することを目的としていないことから、動物による持ち去りの影響などは考慮していません。また、定量的な調査とする観点から、既設による頻度の変更は行わず、月 1 回の調査を通年で実施する計画としました。

○専門家ヒアリング

ID	意見の概要	事業者の見解
49	・P243 において「既存資料調査により、対象事業実施区域及びその周辺では、重要な飛翔性動物（コウモリ類及び鳥類）が確認されており、施設の稼働によって、これらの重要な種についてバードストライク及びバットストライク等の重大な影態が生じるおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する」と記載されているが、コウモリ類についての専門家へのヒアリングが実施されていない。ヒアリングを行わない理由を述べる事。	コウモリ類の調査手法の検討にあたっては、弊社の他事業等で実施したヒアリング結果を踏まえて検討することで対応できると判断したため、本事業においてはコウモリ類についての専門家ヒアリングは、実施しませんでした。
50	・P244 において「動物及び植物、景観について専門家等へのヒアリングを実施した」と記載されているが、植物のヒアリング結果が記載されていない。追加記載すること。	植物の専門家へのヒアリングは実施しておらず、方法書の記載が誤りです。準備書において、当該文章を削除します。
51	・P281 から P282 の 8・9・11・12・13・14 において「現地調査計画は、弊社の他事業等で実施したヒアリング結果を踏まえて検討しました」と記載されているが、アセスメントの手法から逸脱した行為ではないのか。踏まえた「弊社の他事業等で実施したヒアリング結果」をすべて記載し、事業名、ヒアリング年月日を記載すること。	コウモリ類の調査は、対象事業実施区域における在不在と確認頻度の濃淡の把握、およびブレード回転域における利用状況の確認を行う計画としており、これらの調査における助言内容は事業特性や地域特性に関わらないものであったことから、本事業の調査計画検討にも適用できると判断しました。
52	■コウモリ類の専門家等ヒアリングについて 事業者見解によると「弊社他事業においてコウモリ類の専門家	

ID	意見の概要	事業者の見解
	等についてヒアリングさせていただいた際のご助言を踏まえて検討しました」とあるが、「貴社の他事業」と「本事業」は「立地環境が大きく異なる」のではなかったのか？また「専門家の知見も日々更新されている」ことであろう。よって「他事業における過去のヒアリング結果」を事業者の「主観によって踏まえる行為」は「適切とは言えない」。	

○景観

ID	意見の概要	事業者の見解
53	景観は環境影響評価で垂直見込み角のみによって評価されているが、この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、全体的な水平見込み角によって評価すべきである。景観自体が重要な場所では影響が想定される範囲として視野角 1 度の範囲では狭いので、広げるべきである。旧サロベツ原生花園ビジターセンター付近は、多くの人が道路沿いから高層湿原と巨大人工物がない景観を見物しに訪れるが、ここからはサラキトマナイの風車が視認でき、風車が大型化すれば、より大きく見えることが予測される。小さくしか見えないとしてもその景観の価値が損なわれ、観光資源としての価値も損なわれることが懸念されるため、旧サロベツ原生花園から視認できる場所を事業地から除外すべきである。この地域を代表する景観として、距離に関係なくメグマ沼木道、旧サロベツ原生花園、兜沼公園からの景観調査を加えるべきである。景観の重要性は、地元を含めた協議会などで議論をしたうえで、地域の環境を十分に考慮した基準を設定したうえで、判断すべきと考える。	事業計画の検討にあたり、参考とします。景観の影響予測・評価は、配慮書以降に実施した有識者等へのヒアリングの結果や、個別の意見も十分にお聞きした上で、実施します。

○累積的影響

ID	意見の概要	事業者の見解
54	■ 累積的影響の評価 道北エナジー（勇知と川西）、三浦電機（勇知）、エコパワー（上勇知）による風車建設予定地が近隣にあります。事業地は春秋の道北地方の主要渡り経路である大沼とサロベツの間のガン・ハクチョウ類のフライフェイの中心に位置し、そこに風車が建設されることによる移動障害は大きいと考えられます。他の事業者による多くの風車の建設により、風車を避けた鳥類が移動経路として当事業地域に集中し、影響が増大する恐れがあります。従って、累積的影響の評価を、道北 7 事業などの他事業者の事業や地域の環境保全団体を含めた協議会の場で行うべきです。 貴社としても環境影響評価図書を縦覧期間以外にも自ら率先して公表することで、他の事業者から情報を得やすくし、累積的影響評価に寄与すべきです。 景観に対する影響も他の事業の風車が集中することにより累積的影響が増大することが懸念されるため、累積的影響評価を行うべきです。	他事業者を含めた協議会については、事業の熟度や進捗状況も異なることから困難と考えており、開催する予定はありません。累積的影響に対する影響の予測手法はまだ確立されておらず、多様なご意見のあるところですが、今後の知見や、他社の事業計画熟度、公開情報等の状況を踏まえて影響の予測及び評価を行います。 また、弊社からの情報提供は、求めに応じ、適宜検討させていただきます。

日刊新聞紙における公告等

北海道新聞（平成 30 年 10 月 23 日 朝刊 29 面）

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、「（仮称）新さくらきとまなみ風力発電事業」環境影響評価方法書（以下、方法書）の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

◆事業者の名称 電源開発株式会社
代表者 取締役社長 渡部 肇史
所在地 東京都中央区銀座六丁目一五番五号

◆事業の名称 （仮称）新さくらきとまなみ風力発電事業

◆対象事業の概要 稚内市声間村更喜谷内において稼働している、さくらきとまなみウインドファーム（出力二万四千八百五十キロワット）の建て替え事業で、発電所の出力は既設発電所と同程度で計画しています。

◆方法書の縦覧
縦覧場所
①北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課
稚内市末広四丁目二番二七号
②稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課
稚内市中央三丁目三番二五号
③稚内市役所 宗谷支所 稚内市宗谷村宗谷
④稚内市役所 沼川支所 稚内市声間村沼川
縦覧期間 平成三十年十月二十三日（火）～平成三十年十月二十二日（木）
縦覧時間 開庁日の午前九時から午後五時まで
電子縦覧 http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shinsarakionanai.html

◆説明会の開催
開催場所及び開催日時
生涯学習総合支援センター（風くるわつかない）
稚内市富岡一丁目一一二
平成三十年十一月九日（金） 十八時三十分～二十時

◆意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出ができます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。
提出方法 氏名・住所・方法書の名称・ご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
提出期限 平成三十年十二月六日（木）※当日消印有効
◆意見書の提出先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部
〒一〇四一八六五 東京都中央区銀座六丁目一五番五号
TEL 〇三（三五四六）九六〇〇
※午前九時から午後五時まで（土日・祝日を除く）（担当：奥山・星見）

日刊宗谷（平成 30 年 10 月 23 日 2 面）

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、「（仮称）新さくらきとまなみ風力発電事業」環境影響評価方法書（以下、方法書）の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

◆事業者の名称 電源開発株式会社
代表者 取締役社長 渡部 肇史
所在地 東京都中央区銀座六丁目一五番五号

◆事業の名称 （仮称）新さくらきとまなみ風力発電事業

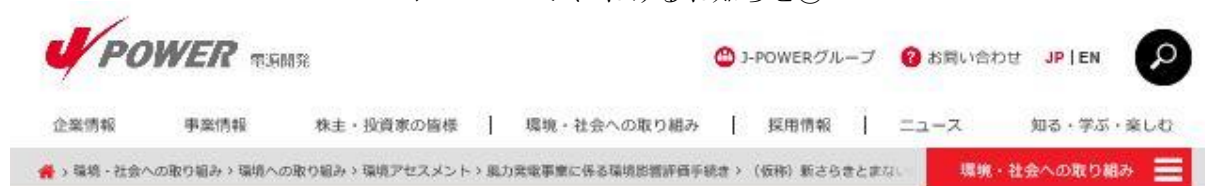
◆対象事業の概要 稚内市声間村更喜谷内において稼働している、さくらきとまなみウインドファーム（出力二万四千八百五十キロワット）の建て替え事業で、発電所の出力は既設発電所と同程度で計画しています。

◆方法書の縦覧
縦覧場所
北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課
稚内市末広四丁目二番二七号
稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課
稚内市中央三丁目三番一五号
稚内市役所 宗谷支所 稚内市宗谷村宗谷
稚内市役所 沼川支所 稚内市声間村沼川
縦覧期間 平成三十年十月二十三日（火）～平成三十年十月二十二日（木）
縦覧時間 開庁日の午前九時から午後五時まで
電子縦覧 http://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_shinsarakionanai.html

◆説明会の開催
開催場所及び開催日時
生涯学習総合支援センター（風くるわつかない）
稚内市富岡一丁目一一二
平成三十年十一月九日（金） 十八時三十分～二十時

◆意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出ができます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。
提出方法 氏名・住所・方法書の名称・ご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
提出期限 平成三十年十二月六日（木）※当日消印有効
◆意見書の提出先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部
〒一〇四一八六五 東京都中央区銀座六丁目一五番五号
TEL 〇三（三五四六）九六〇〇
※午前九時から午後五時まで（土日・祝日を除く）（担当：奥山・星見）

ホームページにおけるお知らせ①



風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 新さらかとまない風力発電事業

|(仮称) 新さらかとまない風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。
方法書及び要約書は2018年11月22日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※電子閲覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

- 「(仮称) 新さらかとまない風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び閲覧について (PDF: 120KB)
- 表紙、目次 (PDF: 238KB)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 138KB)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF: 20.9MB)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (PDF: 62.1MB)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF: 40.5MB)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF: 2.27MB)
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF: 19.8MB)
- 第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF: 12.0MB)
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 137KB)
- 資料編 (PDF: 24.4MB)
- 要約書 (PDF: 27.1MB)
- ご意見記入用紙 (PDF: 89.9KB)

|(仮称) 新さらかとまない風力発電事業 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)

配慮書及び要約書の閲覧は2018年2月22日に終了しました。

| お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
TEL: 03-3546-9600 (平日9時~17時)

ホームページにおけるお知らせ②

平成 30 年 10 月 23 日

電源開発株式会社

「(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について

当社は、本日平成 30 年 10 月 23 日付で、環境影響評価法に基づき、「(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、稚内市長へ送付しました。

また、環境影響評価法に基づき、本日 10 月 23 日より自治体庁舎等において、方法書の縦覧を行います。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所：北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課

稚内市役所 環境水道部 環境エネルギー課

稚内市役所 宗谷支所

稚内市役所 沼川支所

(2) 縦覧期間：平成 30 年 10 月 23 日(火)～平成 30 年 11 月 22 日(木)

(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

(3) 縦覧時間：9時から17時まで

※当社ホームページにて、方法書及び要約版を平成 30 年 10 月 23 日～平成 30 年 11 月 22 日まで閲覧することができます。

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成 30 年 12 月 6 日まで)
- ② 事業者宛に郵送(平成 30 年 12 月 6 日 当日消印有効)

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室 宛

＜お問い合わせ先＞

電源開発株式会社 風力事業部

事業推進室 TEL：03-3546-9600(平日9時～17時)

縦覧状況

宗谷振興局	稚内市役所
	
宗谷支所	沼川支所
	

ご意見記入用紙

(仮称)新さらきとまない風力発電事業 環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出することができます。氏名、ご住所、ご意見を記載し、下記の提出先へ郵送、又は、縦覧場所に設置の意見書投函箱へ投函して下さい。

○意見書の提出先：

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社（担当：奥山・星見）

○意見書の提出期限：平成30年12月6日（木）※当日消印有効

意 見 書

平成 年 月 日

ご 氏 名

法人その他の団体の場合は、
法人名・団体名、代表者の氏名

ご 住 所

法人その他の団体の場合は、
主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書についての環境保全の見地からのご意見
※日本語にて記載してください。また、ご意見の理由を含めて記載してください。

- 注：1. ご氏名、ご住所について、必ずご記入下さい。なお、ご提出いただいた意見書並びに個人情報については、個人情報保護の観点から厳重に取り扱いいたします。
2. 本用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をご使用ください。